明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則（経済産業三八）　一
〔告　示〕
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（金融庁七二）　七
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件（法務三三四、三三五）　二
○肥料を登録した件（農林水産九六八）　三六
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同九六七）　三九
○輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（同九六八）　三
○指定事業者の住所及び代表者の氏名を変更した件（経済産業・国土交通・環境一一九）　三
○特定特殊自動車の型式の届出があった件（同一二〇～一三二）　三
○少数生産車の型式を承認した件（同一三三～一四〇）　三四
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（二次速報）（二〇一〇（平成二十二）年一～三月期）（内閣府）　三五
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付関係　三六
裁判所
破産、免責、再生関係　四〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　八二
会社その他
会社決算公告　八三

省令

○経済産業省令第三十八号

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二十一年法律第八十五号）第五条第二項、第八条第一項、第十一条第二項、第十四条並びに第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十二年六月二十四日

経済産業大臣　直嶋　正行

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則

（所持の許可の申請）

第一条　クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（以下「法」という。）第五条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第一による所持許可申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

二　申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書

（変更の許可の申請）

第二条　法第八条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、様式第二による変更許可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（変更の届出）

第三条　法第八条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第三による変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（廃棄等の届出）

第四条　法第十一条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第四による廃棄等届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（承継の届出）

第五条　法第十三条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第五による許可所持者地位承継届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　法第十三条第一項の規定により許可所持者の地位を承継した相続人であって、二人以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあっては、様式第六による許可所持者相続同意証明書及び戸籍の謄本又は全部事項証明書

二　法第十三条第一項の規定により許可所持者の地位を承継した相続人であって、前号の相続人以外のものにあっては、様式第七による許可所持者相続証明書及び戸籍の謄本又は全部事項証明書

三　法第十三条第一項の規定により合併によって許可所持者の地位を承継した法人にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書